

## 令和4年度前期（中元期）の商品量目立入検査結果（速報）

令和4年 9月13日

宮城県計量検定所

宮城県計量検定所では、消費者保護の推進を図るため、商品の流通が活発化する時期に、食料品などの内容量（量目）の表示が正しいかなど、スーパーに立ち入り、検査を実施しました。

商品量目立入検査の結果については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 実施期間

令和4年7月19日（火曜日）～ 令和4年8月2日（火曜日） ※延べ4日間

#### 2 検査実施事業所

仙台市を除く県内（5自治体）のスーパーマーケットの全8店舗（事業所数は11戸）

#### 3 検査内容

スーパーマーケットや一般小売店で、その店舗内で詰め込みをして計量販売されているパック商品（食肉、魚介、野菜、総菜などの内容量を表示して販売している商品）について、計量法に基づき次の検査を行いました。

##### （1）内容量の検査

表示された内容量が実際の内容量と比較して、計量法で定められた誤差の範囲（量目公差）を超えて不足していないか。

##### （2）表示の検査

内容量、計量単位、事業所名、住所の表示内容が正しいか。

##### （3）計量器の使用状態の検査

定期検査受検の有無、水平状態で使用しているか。

#### 4 立入検査結果

##### （1）商品量目（内容量及び表示）

###### ① 事業所別

区分	検査事業所数（戸）	不適正事業所数（戸）	不適正事業所率（％）
今回	11	3	27.3
前年度同期	8	1	12.5

## ② 品目別

区分	検査個数 (個)	不適正商品数 (量目不足) (個)	不適正商品率 (%)	前年度同期 不適正商品率 (%)
食肉類	57	0	0.0	0.0
魚介類	61	2	3.3	0.0
野菜	59	5	8.5	11.4
調理食品	63	5	7.9	0.0
その他	3	0	0.0	0.0
計	243	12	4.9	2.1

## ③ 不適正商品の原因

不適正商品12個の主な原因は、風袋量を少なく見積もっていたことによるものでした。

### (2) 計量器 (はかり) の使用状況

検査した86台のはかりのうち11台が水平不良な状態で使用されていました。

## 5 措置

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し、正確な計量の励行などについて現場で指導を行いました。

不適正なはかりの使用を行っていた事業所に対しては、その原因を確認し、正確な計量の励行などについて現場で指導を行いました。

## 6 その他

商品量目立入検査については、例年、前期 (7月~8月) と後期 (年末) の年2回実施しています。